

令和 年 月 日

那覇港管理組合管理者 殿

〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 ㊟

令和 年度 那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）に関する同意書

〇〇株式会社（以下「当社」）は、那覇港管理組合（以下「NPA」）が実施する那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）補助金交付決定にあたり、下記の事項に同意する。

記

第1条 当社は、那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）及び那覇港輸出貨物増大促進事業（船社対象）公募要項（以下、公募要項という。）の内容を遵守する。

2 補助金交付要綱及び公募要項に基づき提出した補助金交付申請書（補助事業の実施に関する計画等）等に従って補助事業を実施する。

第2条 当社は NPA に対し、補助金以外の報酬、費用その他一切の金銭を請求しない。

第3条 当社は NPA に対し、毎月、事業の実績を客観的に確認できる書類と併せて、所定の書式にて月次報告書を提出する。

2 月次報告書の提出期限は、対象月の翌月 10 日までとし、10 日が休日（土・日・祝日）の場合は、その翌営業日までとする。但し、最終月の月次報告書は支援対象期間の最終日までに提出する。

3 当社は NPA に対し、所定の書式にて支援対象期間が5ヶ月を超える場合は、中間月の翌月 20 日までに中間報告書を、支援対象期間の最終日までに期末報告書を提出する。

第4条 NPA は当社に対して本事業に係るアンケートやヒアリングなどの調査の依頼、データや関連資料の追加提出を求めることがある。当社はこれに対し誠意を持って協力し、できるだけ速やかに回答、提出する。

第5条 NPAは、当社が提供した支援にかかる書類及び情報について、外部に公開する場合には事前に当社へ通知する。但し、法律の定めに基づき、又は権限のある官公署から開示を求められた場合や、弁護士、公認会計士、税理士等、法令上守秘義務を負う者に対して必要最小限の範囲に限って開示するときは、この限りでない。

第6条 当社はNPAに対し、期末報告書の提出に合わせて、事業が完了したときは、実績報告書を提出する。NPAは、実績報告書の内容について審査し、誤りがないと認めた場合、補助金の額を確定する。当社は、額の確定通知を受けたときは、直ちに補助金を請求する。NPAは金額の確定から起算して60日以内に補助金を日本円で、那覇港管理組合に債権者登録した当社の口座に支払う。

第7条 当社はNPAに対し、支援対象期間中、以下の事項を保証する。

- (1) 虚偽報告をしていないこと
- (2) 銀行取引停止処分を受けていないこと
- (3) 公租公課の滞納処分を受けていないこと
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立て（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないとNPAが認めたものを除く。）がなされていないこと
- (5) 当社の代表者または役員が以下のいずれにも該当しないこと
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、暴力団員という。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ② 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者
 - ③ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - ④ 暴力団員等と関係を有する者

第8条 当社が、前条の表明保証に違反したときは、NPAは、直ちに補助事業を終了できるものとし、補助金について全部又は一部の取り消し若しくは変更することができる。

- 2 当社は、NPAに対し、前条の表明保証に違反したことによりNPAに生じた一切の損害・損失（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負う。

第 9 条 補助金交付要綱、公募要項及び本同意書に定めのない事項については、NPA
と当社が協議のうえ誠意をもって処理する。

第 10 条 支援に関する一切の紛争については、日本法に準拠して解決されるものと
し、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以 上